

役員等報酬規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人明王会の役員等の報酬等について定めるものである。
- 2 法人の苦情対応規程に定める第三者委員及び評議員選任・解任委員会運営細則に定める評議員選任・解任委員会委員に対する報酬等に関しても、この規程を準用する。

(定義)

- 第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- 2 本規程でいう理事会等とは、理事会及び評議員会をいう。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- 4 本規程に規定する報酬のうち、理事・監事は20,000,000円、評議員は200,000円を超えない額を報酬等の総額とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

- 第3条 役員等が理事会・評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通実費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通実費はこれを支払わないものとする。
- 2 理事会・評議員会がオンライン会議等で出席者が一同に会するのと同等の相互に十分に議論を行うことができる方法によって開催された場合の報酬は、前項に準じて支払うことができる。
- 3 理事会・評議員会が法人定款に定める決議の省略による方法によって開催された場合の報酬は、第1項に定める報酬の半額を支払うことができる。

(役員等の勤務報酬)

- 第4条 理事長・常務理事が理事会等（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通実費を支払うことができる。
- 2 理事及び評議員が理事会等（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通実費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

- 第5条 監事が理事会等に出席したときは、別表1により報酬及び交通実費を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。
- 2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通実費を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

- 第6条 苦情対応第三者委員が理事会等に出席したときは、別表1により報酬及び交通実費を支払うことができる。なお、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会等（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

（評議員選任・解任委員会の勤務報酬）

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときには、別表2により1日分の報酬及び交通実費を支払うことができる。なお、同日にあわせて評議員選任・解任委員会に係る業務を行った場合であっても、本条事項の報酬はこれを支払わないものとする。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている委員に対しては、本条に規程された報酬は支払わないものとする。

- 2 評議員選任・解任委員会がオンライン会議等で出席者が一同に会するのと同等の相互に十分に議論を行うことができる方法によって開催された場合の報酬は、前項に準じて支払うことができる。
- 3 評議員選任・解任委員会運営細則に定める決議の省略による方法によって開催された場合の報酬は、第1項に定める報酬の半額を支払うことができる。

（報酬等の支給方法）

第8条 役員等に対する報酬は、月末締切、翌月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

（出張旅費）

第9条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 出張旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第10条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（役員等の職務証跡）

第11条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿等（職務証跡）の作成に協力するものとする。

（改正）

第12条 本規程の改正は、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

- ・この規程は、令和3年6月19日から施行する。

役員報酬規程 別表

別表 1 (理事会及び評議員会の出席報酬日額)

名 称	報 酬	交通費
理事会・評議員会 出席報酬等	10,000円	実費
苦情対応第三者委員	10,000円	実費

別表 2

名 称	報 酬	交通費
理事長業務報酬等(月額)	500,000円	実費
常務理事業務報酬等(月額)	300,000円	
理事業務報酬等(日額)	10,000円	実費
評議員業務報酬等(日額)	10,000円	実費
監事監査指導報酬等(日額)	15,000円	実費
苦情対応第三者委員(日額)	10,000円	実費
評議員選任・解任委員 の勤務報酬(日額)	10,000円	実費

※業務時間が4時間以上に満たない場合は、日額の半額を支払う。

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	15,000円	実 費